

大口信用供与等規制に関する留意事項について (大口信用供与等規制に関するガイドライン)

【省略用語例】

本ガイドラインにおいて使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令等を示すものである。

銀行法施行規則

大口信用供与等規制告示

自己資本比率告示

他の預金取扱金融機関関係法令

- ・ 銀行法施行規則（昭和 57 年大蔵省令第 10 号）
 - ・ 銀行法施行令第四条第十三項第四号及び第十六条の二の三第三項第二号並びに銀行法施行規則第十三条の十一第二項、第十四条第二項及び第四項から第六項まで、第十四条の二第一項及び第二項並びに第十四条の四の規定に基づき合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官が定める者等を定める告示（平成 26 年金融庁告示第 51 号）
 - ・ 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成 18 年金融庁告示第 19 号）
- 他の預金取扱金融機関関係法令
- ・ 信用金庫法施行規則（昭和 57 年大蔵省令第 15 号）
 - ・ 平成 26 年金融庁告示第 55 号
 - ・ 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成 18 年金融庁告示第 21 号）
 - ・ 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成 5 年大蔵省令第 10 号）
 - ・ 平成 26 年金融庁告示第 57 号
 - ・ 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成 18 年金融庁告示第 22 号）
 - ・ 労働金庫法施行規則（昭和 57 年大蔵省・労働省令第 1 号）
 - ・ 平成 26 年金融庁・厚生労働省告示第 7 号
 - ・ 労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成 18 年金融庁・厚生労働省告示第 7 号）
 - ・ 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成 5 年大蔵省・農林水産省令第 1 号）
 - ・ 平成 26 年金融庁・農林水産省告示第 10 号
 - ・ 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成 5 年大蔵省・農林水産省令第 2 号）
 - ・ 平成 26 年金融庁・農林水産省告示第 12 号
 - ・ 農林中央金庫法施行規則（平成 13 年内閣府・農林水産省令第 16 号）
 - ・ 平成 26 年金融庁・農林水産省告示第 14 号
 - ・ 農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成 18 年金融庁・農林水産省告示第 4 号）

本ガイドラインは、あくまで大口信用供与等規制に係る法令等の適用に当たり、特に信用供与等限度額の算出等について、留意すべき事項（法令等に係る規制の適用の基準を含む。）を示したものであり、個別の事情に応じて、法令等の範囲内においてこれと異なる取扱いとすることを妨げるものではない。

また、自己資本、信用供与等限度額の算出に当たり、当該自己資本、オフ・バランス取引、信用リスク削減手法等における計算方法等について、同規制に係る法令等や本ガイドラインに特段の記載がない場合は、「自己資本比率規制に関するQ&A」（平成18年3月31日公表）を参照願いたい。

なお、特に記載がない限り、銀行法施行規則及び大口信用供与等規制告示において留意すべき事項は、他の預金取扱金融機関関係法令において同様に取り扱うものとする。

銀行法施行規則第14条第4項第6号関係

- 特定取引勘定におけるロング・ポジションとショート・ポジションとの相殺等
特定取引勘定に計上される信用の供与等の額を算出するに当たり、次に掲げる場合に該当するときは、貸借対照表に計上される当該ロング・ポジションの額と当該ショート・ポジションの額とを相殺することができる。
 - ・ 同一の銘柄の特定取引対象資産（銀行法施行規則第13条の6の3第1項に規定する特定取引の対象となる資産をいう。以下同じ。）のロング・ポジション（自己資本比率告示第1条第57号に規定するロング・ポジションをいう。以下同じ。）及びショート・ポジション（同条第56号に規定するショート・ポジションをいう。以下同じ。）の双方を保有している場合
 - ・ 同一の発行体が発行する異なる銘柄の特定取引対象資産のロング・ポジション及びショート・ポジションの双方を保有している場合であって当該ショート・ポジションが当該ロング・ポジションよりも劣後する場合又は同順位の場合

銀行法施行規則第14条第6項、大口信用供与等規制告示第4条の3第3項関係

- ルックスルー方式により信用の供与等の額を計上又は算出することが不相当であると認める場合

ルックスルー方式による信用の供与等の計上等については、ファンド等の証券化商品については、ストラクチャーのルックスルーを行いそれぞれの原資産を特定することとされている。しかしながら、ファンド等の中身において、例えば、不動産の集合体となっている場合など、信用の供与等の額の計上等においては不相当と思われる商品等も存在する。このため、以下の商品等については、ルックスルー方式による信用の供与等の計上等においては不相当であると考え、当該商品等については、ルックスルーを行うことなく、ストラクチャー自体に対する信用の供与等としての取扱いを認めることとする。

なお、銀行において、ルックスルー方式による信用の供与等の計上等にあたり、証券化商品等でそれを構成する各原資産の特定が極めて困難であり、かつ、当該信用の供与等の計上等が不相当と考えられる類型のものが発生した場合には、監督当局と当該類型の原資産に係る把握可能性等も含め、ルックスルー方式による信用の供与等の計上等に

において不適當か否かを協議することとする。

- ・ 単一又は複数の不動産の賃料や売買益を配当の原資とすることを目的とした投資信託（所謂 REIT（J-REIT を含む））
- ・ ファンド等向けの出資において、契約期間中に運用会社等から出資の要求（キャピタル・コール）があった場合に、一定の金額（出資枠）を限度に当該運用会社等からの要求に応じる義務を負う場合における、当該出資枠から既出資額を控除した未出資額

（以上）